



島教協

《 子どもたちのより良き成長のために 》

情

報

http://www.kyougikai.org

E-mail
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Ⅱ/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修 編集人 岡 利行 No.724

島根県教職員協議会 第六十回 定期総会報告

会長 吉田 修

島根県教職員協議会は本年十月に結成六十年を迎えます。長い年月の間に諸先輩方が教育の正常化と子どもたちのより良き成長のために多大なる努力を積み重ねてこられたことに對して改めて敬意を表したいと思えます。

しかし今年度は新型コロナウイルスの感染防止の点から、この六十年で初めて定期総会を中止し、議案の配布と書面による議決方式で実施することとしました。会員の皆様には例年以上にご協力をいただき、ありがとうございます。その結果、別紙の通り、議案と総会宣言については承認を受けました。なおこの書面議決書については、議長に白枝多美子さん（出雲市立みなみ小学校）、議事録署名者に海田千晶さん（出雲市立朝山幼稚園）を選出し、確認と署名をいただきました。

なお、ご意見として以下のことがありました。

- （令和二年度組織構成に関して）
「日々自由に動ける存在あつての協議会だと思う。」
- （令和二年度活動方針並びに活動計画に関する件に関して）
「教員定数の確保を特にお願いしたい。また特別支援教育コーディネーターのもち時数制限ができるとうい「専任」でない担任の場合）。」
- （令和二年度活動方針並びに活動計画に関する件に関して）
「（人事異動の）同一市町村十五年ルールの撤廃を盛り込んでほしい。」

最初の件につきましては、本年度より専従を置かないことへの懸念であると受け止めています。会員数の減少に伴って会費収入が少なくなつたこと、専従職を引き受けていただけの方が確保できなかったことなどの理由で今年度は専従を置いておりません。しかし、会長・副会長・事務局長・事務局次長・主事を中心とした事務局会のメンバーで仕事を分担し、業務を進めております。これまでと全く同じような活動することは難しいかもしれませんが、会員の皆さんのために頑

張っていきたいと思っておりますので、ご理解・ご協力を願いたいと思います。

二つ目の「教員定数の確保」「特別支援コーディネーターのもち時数」等につきましては、県教委等への要望活動に活かしていきたいと考えています。今後実施いたしますアンケートにもこの件を盛り込み、教育現場の実態を更に詳しくつかんでいく考えです。

三つ目の人事異動ルールの件についても、同様にアンケート調査をして、会員の皆様のお気持ちを伺いたいと思っております。

この他にもいただいたご意見につきましては、事務局で検討して活動を進めてまいります。ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお皆様にご報告とお願いがございます。

まずうれしい報告です。私たちの仲間を増やすことは、喫緊の課題であります。新規会員が現在ぞくぞくと増えていきます。平成三十九年度は六名の方が新規に加入していただきましたが、平成四十一年度は十二名の方が新規に加入していただきました。今年度も既に五名の方が新規に加入していただきました。また再任用会員・講師会員の方にも加わっていただいています。この調子でどんどん会員を増やして、教育現場の状況をしっかりと教育委員会等に伝えていきたいと考えています。多忙な毎日ではありませんが、職場で島教協の活動について話題にさせていただき、仲間を増やしていきたいでしょう。（本日送付の水色の紙の資料をご活用ください。）

次にお願いです。新型コロナウイルスの感染防止対策のため、皆様には本当に大変な毎日をお過ごしのこととと思います。その際に、学校や幼稚園で「これはどうしたらいいのだろう。」「学校や幼稚園では解決できないが、教育委員会等から支援していただけないだろうか。」というようなことがあると思います。裏面にも載せておりますが、ぜひそのような質問や要望を事務局までお寄せください。事務局より書面にて申し入れをしたいと思っております。ご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染対策等について申し入れを行います

新型コロナウイルスの感染対策、またそれに伴う学校運営等について、各幼稚園・小中学校では、大変苦勞なさっていると伺っています。このような状況の中で、さまざまな疑問や要望などの声が事務局に届いています。島根県教職員協議会としては、島根県教育委員会や各市町村教育委員会等へ文書による申し入れをしたいと考えております。

現在、出ているものの一部を紹介します。

- ・熱中症予防の点でマスク着用が危険になる場合もあるが、着用基準を明確にしてほしい。
- ・修学旅行・遠足等のキャンセル・違約金が発生する際に保障してもらえるのか。
- ・学習時間が不足するため、どの教科のどの部分を次年度で取り組むのかなどの詳細基準を明確にしてほしい。

他にも各幼稚園、小中学校で困っておられることがあると思います。6月19日（金）までに事務局へメール（office@kyougikai.org）かFAX（22-7622）までお知らせください。

島教協相互援助規定のご紹介

- ①結婚祝金の給付 5,000円
- ②出産祝金の給付 5,000円
- ③永年勤続祝金の給付 5,000円
- ④病氣見舞金の給付 5,000円
(傷病約1ヶ月の療養)
- ⑤災害見舞金の給付
(住宅又は家財の損害を受けたとき
程度に応じて)
- ⑥死亡弔慰金
(会員・会員配偶者死亡)

上記の規定に該当するときは、
ご本人または学校代表は、
事務局まで連絡をお願いします。

電話0853-22-7762

情報を得て教育に活かしていきましょう！

月1回発行のこの「情報」ですが、なかなかタイムリーに情報が発信できず、申し訳なく思っています。特に今年は新型コロナウイルス流行に伴い、学校・園でも困ることが多いです。そんなときには、以下のホームページが参考になります！

- ・文部科学省 ・厚生労働省 ・島根県
- ・全日本教職員連盟

空いた時間にちょっと見てみてください！！

全日教連 訴訟費用保険のご案内

「全日教連訴訟費用保険」ですが、今年度も保険料は360円です。今回募集する「全日教連訴訟費用保険」は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで有効になります。今回同封しました申込用紙同封の案内をお読みくださり、ご加入を検討いただければ幸いです。

なお現在ご加入いただいている方は、申し出がない場合は継続加入となります。ご注意ください。ご質問は全日教連事務局（03-3264-3861）までお願いします。

新会員加入助成のご紹介

① 新規に会員が加入された場合

単組・支部と学校にそれぞれ
2,000円の加入助成金を支給
します。
(講師会員の加入助成金は、単組・
支部と学校にそれぞれ500円です)

② 勧誘活動の助成

学校や専門部会において、新規に
会員を勧誘するための茶話会等を行
われる場合は、その経費の一部を助
成します。

島教協事務局までご相談ください。
電話0853-22-7762

歓迎！新規加入者
新たに私たちの仲間になってくださった方をご紹介します。

水師美佳さん（西野幼）

共に子どもたちのより良き成長のために頑張っていきましょう。そしてともに健全な教育実践に邁進していきましょう。

また、各学校、幼稚園でも私たちの仲間をどんどん増やしていきましょう。

講師の方、再任用の方も仲間になれます。

不明な点は事務局までメールや電話でお問い合わせください。

今月は島根県教職員協議会を紹介する文書（水色）をお送りいたします。これを活用して新規会員を増やすべく、活動していただきませうようお願いいたします。

